

喜多方市 教育・保育施設等の入所案内

令和7年度入所版

入所希望月別の申込受付期間(期限)

入所希望月	申込受付期間(期限)
令和7年4月	○1次受付期間 令和6年11月5日(火)～令和6年11月29日(金) ○2次受付期間 令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金) ※2次申込者の利用調整は、1次申込者の利用調整後の残枠で調整
令和7年5月	令和7年4月1日(火)まで
令和7年6月	令和7年5月1日(木)まで
令和7年7月	令和7年6月2日(月)まで
令和7年8月	令和7年7月1日(火)まで
令和7年9月	令和7年8月1日(金)まで
令和7年10月	令和7年9月1日(月)まで
令和7年11月	令和7年10月1日(水)まで
令和7年12月	令和7年11月4日(火)まで
令和8年1月	令和7年12月1日(月)まで
令和8年2月	令和8年1月5日(月)まで
令和8年3月	令和8年2月2日(月)まで

※ 千草幼稚園、いずみ幼稚園、しおかわ幼稚園(1号認定)へ入所する場合は施設に直接申込となります。



喜多方市保健福祉部こども課

TEL(0241)24-5229 / Fax(0241)24-5286

熱塩加納総合支所住民課 TEL(0241)36-2112

塩川総合支所住民課 TEL(0241)27-2019

山都総合支所住民課 TEL(0241)38-3821

高郷総合支所住民課 TEL(0241)44-2113

目次

1	令和7年度の変更点.....	- 1 -
	(1) 施設の種類等を変更する施設.....	- 1 -
	(2) 子どもの受入年齢を変更する施設.....	- 1 -
2	市内にある教育・保育施設等の種類.....	- 2 -
3	市内の教育・保育施設等一覧.....	- 4 -
4	教育・保育施設等所在地概略図.....	- 6 -
5	教育・保育給付認定について.....	- 8 -
	(1) 支給認定区分.....	- 8 -
	(2) 利用できる時間.....	- 8 -
	(3) 保育を必要とする事由(2号・3号認定).....	- 9 -
6	教育・保育施設等への入所申込.....	- 10 -
	(1) 入所(転園)申込から利用までの流れ(4月入所の場合).....	- 10 -
	(2) 入所申し込みに必要な書類.....	- 10 -
	(3) 施設別申込先.....	- 11 -
	(4) 申込に関する留意事項.....	- 11 -
7	利用者負担(保育料)・給食費等について.....	- 12 -
	(1) 幼児教育・保育無償化の対象者・無償化の範囲.....	- 12 -
	(2) 利用者負担(保育料)について.....	- 12 -
	(3) 給食費について.....	- 15 -
8	その他の手続きなど.....	- 16 -
	(1) 認定内容に変更が生じたときは届出が必要です.....	- 16 -
	(2) 施設の退所について.....	- 16 -
	(3) ならし保育について.....	- 16 -
	(4) 長期欠席について.....	- 16 -
9	その他の保育サービス.....	- 17 -
	(1) 一時預かり保育.....	- 17 -
	(2) ファミリー・サポート.....	- 17 -
	(3) 病後児保育.....	- 17 -
10	よくある問い合わせ.....	- 18 -
11	入所申し込みに必要な書類等.....	- 20 -

1 令和7年度の変更点

(1) 施設の種類等を変更する施設

No	施設名	施設種類	
		変更前	変更後
1	しおかわ幼稚園	幼稚園	幼稚園型認定こども園

変更時期：令和7年4月

(2) 子どもの受入年齢を変更する施設

No	施設名	施設種類	受入年齢	
			変更前	変更後
1	第三こども園	幼保連携型 認定こども園	2歳児～就学前	満3歳～就学前
2	姥堂こども園		2歳児～就学前	満3歳～就学前
3	駒形こども園		0歳児～就学前	1歳児～就学前

変更時期：令和7年4月

2 市内にある教育・保育施設等の種類

幼稚園

3～5歳



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

利用できる時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園によって、午後や夏休み等の長期休業中の預かり保育を実施。

利用できる方

制限なし。

市内該当施設

・千草幼稚園

認定こども園

0～5歳



幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設

0～2歳

利用できる時間

夕方までの保育のほか、園によって延長保育を実施。

利用できる方

共働き世帯や親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者。

3～5歳

利用できる時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施しています。園により延長保育を実施しています。

利用できる方

制限なし。

市内該当施設

※ 施設ごとに受入できる年齢が異なります。

- ・いずみ幼稚園
- ・しおかわ幼稚園（令和7年4月移行予定）
- ・第一こども園
- ・第二こども園
- ・第三こども園
- ・第四こども園
- ・すぎっここども園
- ・堂島こども園
- ・駒形こども園
- ・姥堂こども園
- ・山都こども園
- ・高郷こども園



就労等のために家庭で保育できない
保護者に代わって児童を保育する施設

利用できる時間	夕方までの保育のほか、園によって延長保育を実施。
利用できる方	共働き世帯や親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者。
市内該当施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道光保育所 ・さくらっこ保育園 ・東町のびやか保育園 ・塩川のびやか保育園 ・たんぼぼ保育園 ・どんぐりの森 ・ドレミ保育園 ・木's 保育園 ・きらり保育園-塩川ドレミー ・こころ幼児保育園



保育所よりも少人数(定員6~19人)単位で、
0~2歳児の子どもを保育する事業

利用できる時間	夕方までの保育のほか、園によって延長保育を実施。
利用できる方	共働き世帯や親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者。

喜多方市には次の2つのタイプがあります

① 小規模保育施設

少人数(定員6~19人)で家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細やかな保育を行います。

市内該当施設	<ul style="list-style-type: none"> ・きっずはうす ・こすもす保育園 ・こころ保育園 ・塩川すこやか育児園 ・おひさま保育園 ・ミニテル保育園「こびとのチャペル」
--------	--

② 事業所内保育施設

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと
地域の子どもと一緒に保育します。

市内該当施設	<ul style="list-style-type: none"> ・東町さつき保育園
--------	---

3 市内の教育・保育施設等一覧

※ 各施設の詳細は、別冊「喜多方市教育・保育施設ガイドブック」をご参照ください。

※ 「延長保育」欄は、保育標準時間の前後に利用できる時間数を記載しています。

① 幼稚園

公私	施設名等	住所	定員	対象年齢	基本 利用時間	預かり 保 育	昼食
私立	千草幼稚園 Tel.22-2094	〒966-0831 字小田 7534 番地	45	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 ※8:00より登園可 ※開所日は月～金	18:00まで (※1)	弁当持参 (注文も可)

※1 預かり保育の詳細は別冊「喜多方市教育・保育施設ガイドブック」をご参照ください。

② 幼稚園型認定こども園

公私	施設名等	住所	定員	対象 年齢	基本 利用時間	延長 保育	給食の 提供
私立	いずみ幼稚園 Tel.22-1231	〒966-0069 字稲清水 2374 番地 4	39	満3歳～ 就学前	[教育標準時間] 8:30～14:00 [保育標準時間] 7:30～18:30 [保育短時間] 8:00～16:00	あり (※1)	あり
	しおかわ幼稚園 (令和7年4月移行予定) Tel.27-3318	〒969-3512 塩川町字東栄町 二丁目 4 番地 2	70		[教育標準時間] 8:00～14:00 [保育標準時間] 7:30～18:00 [保育短時間] 8:00～16:00	なし	

※1 延長保育の詳細は別冊「喜多方市教育・保育施設ガイドブック」をご参照ください。

③ 幼保連携型認定こども園

公私	施設名等	住所	定員	対象 年齢	基本 利用時間	延長 保育	給食の 提供
公立	第一こども園 Tel.22-4155	〒966-0804 字沼田 6941 番地 2	90	満3歳～ 就学前	[教育標準時間] 9:00～13:00 [保育標準時間] 7:30～18:30 [保育短時間] 8:00～16:00	なし	あり
	第二こども園 Tel.22-0301	〒966-0822 字柳原 7507 番地	80	満3歳～ 就学前			
	第三こども園 Tel.22-0886	〒966-0857 字町西 8961 番地 2	60	満3歳～ 就学前		朝 30 分 夜 30 分	
	第四こども園 Tel.22-1600	〒966-0016 関柴町平林字政所 1601 番地 2	80	満3歳～ 就学前		なし	
	すぎっここども園 Tel.36-2514	〒966-0103 熱塩加納町加納字根岸 151 番地	45	産休明け～ 就学前			
	駒形こども園 Tel.27-2345	〒969-3504 塩川町中屋沢字竹ノ花 1375 番地 1	65	1歳児～ 就学前		朝 30 分 夜 30 分	
	堂島こども園 Tel.27-2901	〒969-3537 塩川町四奈川字前田 369 番地 2	70	産休明け～ 就学前			
	姥堂こども園 Tel.27-3370	〒969-3533 塩川町新江木字橋本前田 64 番地 1	55	満3歳～ 就学前		なし	
	山都こども園 Tel.38-2084	〒969-4133 山都町字広律田 2415 番地	90	産休明け～ 就学前			
	高郷こども園 Tel.44-2031	〒969-4311 高郷町西羽賀字和尚堂 3152 番地	50				

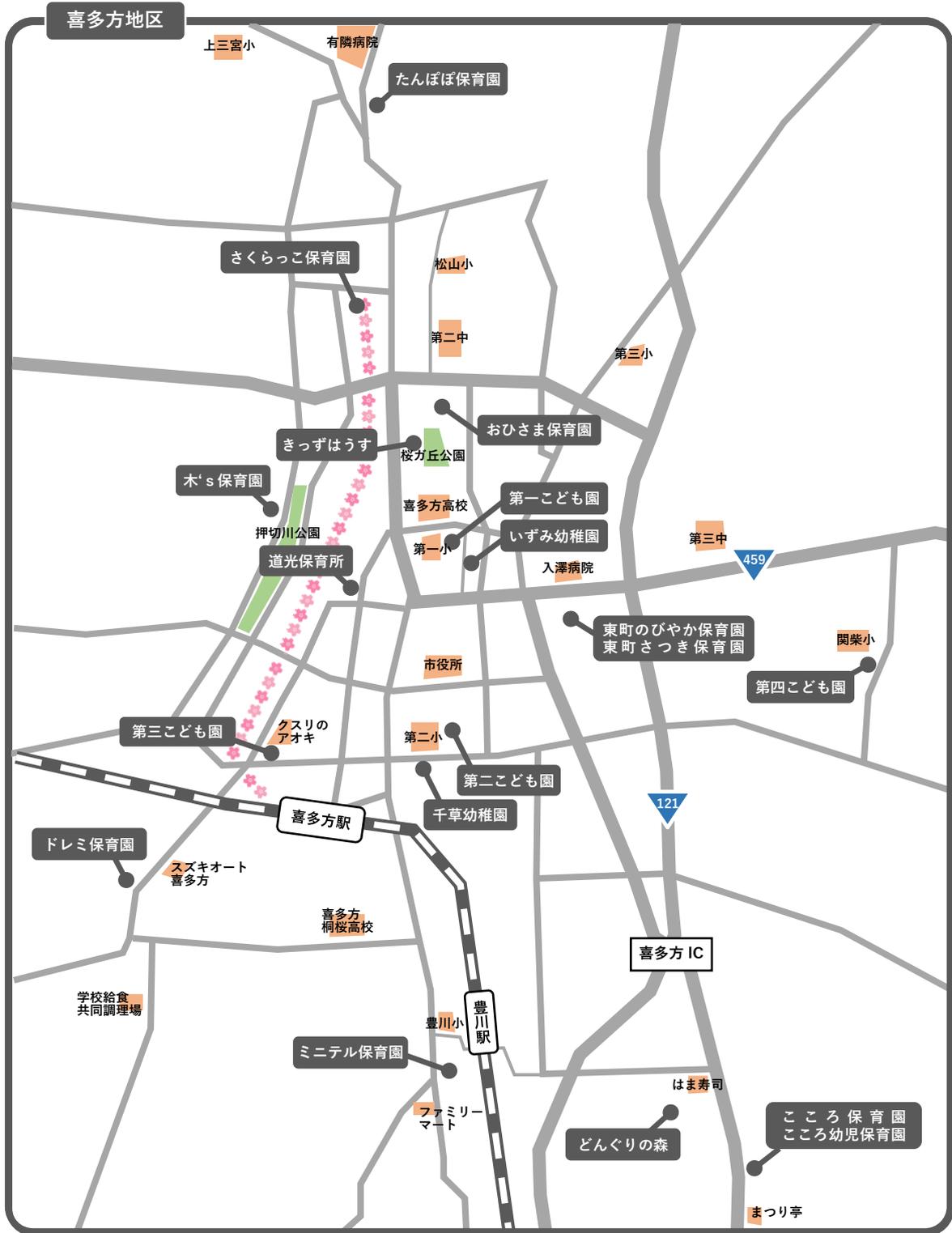
④ 保育所（園）

公私	施設名等	住所	定員	対象年齢	基本利用時間	延長保育	給食の提供
私立	道光保育所 Tel.23-2761	〒966-0896 字諏訪 140 番地	50	産休明け～就学前	[保育標準時間] 7:30～18:30 [保育短時間] 8:30～16:30	朝 30 分 夜 30 分	あり
	さくらっこ保育園 Tel.23-0415	〒966-0091 字青葉台 47 番地	60			朝 30 分 夜 30 分	
	東町のびやか保育園 Tel.21-1303	〒966-0053 字石田 4041 番地 2	120			朝 30 分 夜 30 分	
	塩川のびやか保育園 Tel.28-1150	〒969-3520 塩川町字古戸城 451 番地 3	90			朝 30 分 夜 30 分	
	たんぽぽ保育園 Tel.24-2695	〒966-0901 松山町鳥見山字上堰下 4783 番地	60			夜 30 分	
	どんぐりの森 Tel.22-6436	〒966-0911 豊川町高堂太字免田 977 番地 7	60			朝 30 分 夜 30 分	
	ドレミ保育園 Tel.22-2043	〒966-0914 豊川町米室字二条川原 1862 番地 101	70			朝 30 分 夜 30 分	
	木's 保育園 Tel.23-8385	〒966-0094 字押切一丁目 118 番地	60			朝 30 分 夜 30 分	
	きらり保育園 -塩川ドレミー Tel.23-7571	〒969-3532 塩川町小府根字蓮沼 24 番地 1	60			朝 30 分 夜 30 分	
	こころ幼児保育園 Tel.23-6077	〒966-0911 豊川町高堂太 字村中 2717 番地 1	20	3歳児～ 就学前	なし		

⑤ 地域型保育

公私	種別	施設名等	住所	定員	対象年齢	基本利用時間	延長保育	給食の提供
私立	小規模 保育施設	きっずはうす Tel.23-5385	〒966-0802 字桜ガ丘二丁目 91 番地 2	18	産休明け～ 2 歳児	[保育標準時間] 7:30～18:30 [保育短時間] 8:30～16:30	なし	あり
		こすもす保育園 Tel.27-8827	〒969-3512 塩川町字東栄町三丁目 1 番地 7	19	6ヶ月～ 2 歳児			
		こころ保育園 Tel.22-1010	〒966-0911 豊川町高堂太字村中 2717 番地 1	19	産休明け～ 2 歳児			
		塩川すこやか育児園 Tel.27-4131	〒969-3514 塩川町字新町 1863 番地 5	16				
		おひさま保育園 Tel.23-6503	〒966-0007 東桜ガ丘二丁目 40 番	19				
		ミニテル保育園 「こびとのチャペル」 Tel.080-6057-9991	〒966-0912 豊川町一井字間々上 580 番地 4	18	3ヶ月～ 2 歳児			
	事業所内 保育施設	東町さつき保育園 Tel.21-8101	〒966-0049 字長面 3069 番地 1	19	産休明け～ 2 歳児			

4 教育・保育施設等所在地概略図





5 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、保育所、地域型保育（小規模保育施設・事業所内保育施設）及び当該制度に移行した幼稚園の利用を希望する場合は、市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無によって、「1号」「2号」「3号」のいずれかに区分され、その区分によって利用できる施設が異なります。

※ 認定を受けた方は、家庭の状況を確認するため、毎年11月頃に現況届の提出が必要です。

(1) 支給認定区分

支給認定区分	年齢	認定内容	利用可能施設
1号認定 (教育認定)	3歳以上	家庭などによる養育が可能な場合など、保育の必要性のない場合に認定されます。	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	3歳以上	共働きで家庭による養育ができない場合などに認定されます。	・認可保育所 ・認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	3歳未満	共働きで家庭による養育ができない場合などに認定されます。	・認可保育所 ・認定こども園(保育部分) ・小規模保育施設 ・事業所内保育施設

(2) 利用できる時間

施設を利用できる時間は、支給認定区分ごとに下表のとおり区分されます。

支給認定区分	保育必要量	施設の利用可能時間	就労時間の目安
1号認定		概ね9時～13時	
2号・3号認定	保育標準時間	1日最大11時間	月120時間以上
	保育短時間	1日最大8時間	月64時間以上

<利用時間の例>延長保育を実施している公立こども園の場合

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	13:00	13:30	16:00	17:00	18:30	19:00
1号認定 (教育標準時間)				登園	教育標準時間	降園		預かり保育			
2号・3号認定 (保育標準時間)	延長保育	保育標準時間 (最大11時間)								延長保育	
2号・3号認定 (保育短時間)	延長保育	保育短時間 (最大8時間)						延長保育			

- ※ 標準時間前後の延長保育の利用は、延長保育事業を行っている保育施設のみとなります。
- ※ 延長保育は別途料金がかかります。(100円/30分)
- ※ 預かり保育は、一時的に保育が必要となった場合に事前の申込みが必要となり、別途料金がかかります。

(3) 保育を必要とする事由（2号・3号認定）

保育認定（2・3号認定）を受けるには、すべての保護者が、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

また、事由ごと保育必要量や認定期間が異なり、認定期間を延長(更新)する場合は、その都度手続きが必要になります。

No	認定事由	内容	保育必要量	認定期間
1	就 労	1カ月に64時間以上労働していることを常態とする場合	保育標準時間 保育短時間	・雇用期間または就学前(3号認定の場合は満3歳)までの期間
2	妊娠・出産	母親が妊娠または産後間もない状態の場合	保育標準時間	・出産予定日の前6週間※及び後8週間を経過する日の属する月の末日まで ※多胎児の場合は、前14週間
3	疾 病 ・ 障 がい	保護者の病気、負傷または心身障がいなどで、児童の保育を必要とする場合	保育標準時間	・治療期間または就学前(3号認定の場合は満3歳)までの期間
4	介護・看護	同居親族を常時介護・看護しなければならない場合	保育標準時間 保育短時間	・就学前(3号認定の場合は満3歳)までの期間
5	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	保育標準時間	・就学前(3号認定の場合は満3歳)までの期間
6	求職活動	求職活動を行っている場合または起業準備の場合	保育短時間	・効力発生日から90日を経過する日の属する月の末日まで
7	就 学	学校に在学している場合、または職業訓練を受けている場合	保育標準時間 保育短時間	・学校の卒業予定日または職業訓練の修了予定日の属する月の末日まで
8	虐待・DV	児童虐待の恐れ又は配偶者からの暴力があり保育が困難な場合	保育標準時間	・就学前(3号認定の場合は満3歳)までの期間
9	育児休業取得時の子どもの継続利用	育児休業を取得する場合、既に保育所等を利用している児童について、引き続き利用が必要と認められる場合	保育標準時間	・事情を勘案して市長が認める期間
10	そ の 他	上記に類する状態として市長が認める場合	保育標準時間 保育短時間	・事情を勘案して市長が認める期間

6 教育・保育施設等への入所申込

(1) 入所(転園)申込から利用までの流れ(4月入所の場合)

市内にある認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設(地域枠分のみ)の入所申込等の流れは下記のとおりです。

1	10月末～ 入所案内・ 申込書類の配布	配布開始日：令和6年10月28日(月)から 配付場所：市こども課、各総合支所住民課、公立こども園 ※ 市ホームページからもダウンロード可 ※ 申込書を提出する前に、希望施設の見学をお勧めします。
2	11月上旬～ 入所申込の受付	1次受付：令和6年11月5日(火)～11月29日(金) 2次受付：令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金) 受付場所：市役所こども課、各総合支所住民課 ※ 2次申込者の利用調整は、1次申込者の利用調整後の残枠で調整します。 ※ 書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。
3	12月～1月 教育保育給付認定、 利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市が申請内容に基づき教育・保育給付認定を行います。 ※ 必要に応じて家庭や職場に電話等で確認する場合があります。 ・保育の必要性が認定された方(2号・3号認定)を対象に、「保育を必要とする状態」を「点数化」し、点数の高い順に利用調整を行います。(申込の先着順ではありません) ※ 定員や年齢別の収容人数に限りがあるため、第1希望以外の施設に入所となる場合や入所できない場合(保留)があります。 ※ 公立こども園に1号認定で入所希望する場合、施設の利用人数が偏った場合等は調整する場合があります。また、利用調整の公平性や受入体制を整える都合上、原則、入所した月に2号認定への切替はできません。
4	2月中旬 利用決定(保留) 通知書の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・市が利用施設を決定し、保護者様に郵送で通知します。 ※ 入園に関する案内書類がある場合は併せて同封します。
5	3月上旬～ 入園説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・施設において入園説明会を開催します。 ※ 児童を交えた面談等を併せて行う場合もあります。
6	4月～ 利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用が開始されます。 ※ 通い始めは1週間程度の慣らし保育があります。(施設毎に異なります。)

— 年度途中(5月～3月)の入所を希望する場合 —

- ・年度途中の入所を希望する場合は、入所希望月の前月1日までに申込書等を提出してください。(表紙を参照)
- ・入所または入所保留の決定については、入所希望月の約1カ月前に利用調整を行い、入所希望月の前月中旬頃に郵送で通知します。

— 千草幼稚園・しおかわ幼稚園・いずみ幼稚園(1号認定)へ入所する場合 —

- ・千草幼稚園、しおかわ幼稚園、いずみ幼稚園(1号認定)へ入所を希望する場合は、各施設へ直接申し込みとなります。

(2) 入所申し込みに必要な書類

入所申込に必要な書類については、20ページに掲載されている「入所申し込みに必要な書類等」をご参照ください。

(3) 施設別申込先

施設種別	施設名	申込先
幼稚園	千草幼稚園	・施設に直接
幼稚園型 認定こども園	いずみ幼稚園 しおかわ幼稚園（令和7年4月移行予定）	○1号認定希望者 ・施設に直接 ○2号認定希望者 ・市こども課または 各総合支所住民課
幼保連携型 認定こども園	第一こども園、第二こども園、第三こども園、 第四こども園、すぎっここども園、 駒形こども園、堂島こども園、姥堂こども園、 山都こども園、高郷こども園	・市こども課または 各総合支所住民課
認可保育所	道光保育所、さくらっこ保育園、 東町のびやか保育園、塩川のびやか保育園、 たんぽぽ保育園、どんぐりの森、ドレミ保育園、 木's 保育園、きらり保育園-塩川ドレミー、 こころ幼児保育園	・市こども課または 各総合支所住民課
小規模 保育施設	きずはうす、こすもす保育園、こころ保育園、 塩川すこやか育児園、おひさま保育園、 ミニテル保育園「こびとのチャペル」	
事業所内保育施設	東町さつき保育園（※）	

※ 事業所枠を利用して入所を希望する場合は、申し込みの前に施設との調整を済ませてください。

(4) 申込に関する留意事項

① 転園の申し込みについて

入所調整の結果、転園希望先施設への入所が決まった場合は、**現在通園している施設に戻ることは出来ません**。ただし、転園希望先施設の全てに入所できない場合は、現在通園している施設を引き続き利用することが出来ます。

② 郵送での申し込みについて

申し込みは、原則、窓口での受付となりますが、市外在住等により**来庁が困難な場合に限り**、郵送による申し込みも受け付けます。締切日必着となりますので、余裕をもって提出してください。（不備がある場合、再提出を求める場合があります。）

③ 市外にある施設の利用を希望する場合（広域入所）

市外施設の利用を希望する場合は、**施設所在地の市町村と協議が必要**となります。申込の時期や締切が異なりますので、事前にご相談ください。

また、市外施設の利用期間は、年度単位での利用契約となります。次年度以降も引き続き利用したい場合は、**毎年度、入所申込が必要**となります。

なお、**施設所在地の住民が優先**されますので、**入所できない場合があります**。第2希望以降を市内施設として申し込む場合は、申込書を2枚（市外と市内でそれぞれ1枚）提出してください。

7 利用者負担(保育料)・給食費等について

(1) 幼児教育・保育無償化の対象者・無償化の範囲

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う「3歳児から5歳児までのすべての児童」並びに「住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの児童」に係る保育料が無償となりました。(給食費や行事費、延長保育料などは対象外)

対象施設	対象児童	無償化の対象となる料金						
・認可保育所 ・認定こども園（保育認定）	・3歳児～5歳児 ・0歳児～2歳児の 住民税非課税世帯	・保育料の全額						
・小規模保育施設 ・事業所内保育所	・0歳児～2歳児の 住民税非課税世帯	・保育料の全額						
・新制度移行幼稚園 ・認定こども園（教育認定）	・満3歳児～5歳児	・保育料の全額						
幼稚園や認定こども園 の預かり保育(※1・※2)	・3歳児～5歳児 ・住民税非課税世帯の 満3歳児	・1日あたり450円 【月の上限額】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>満3歳児</td> <td>16,300円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 利用日数×450円で算出した額と 預かり保育の利用料を比較し、小 さい方を月の上限額とします。	年齢	上限額	3～5歳児	11,300円	満3歳児	16,300円
年齢	上限額							
3～5歳児	11,300円							
満3歳児	16,300円							

※1 「預かり保育」利用料の無償化は、事前に「施設等利用給付認定申請書」を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。無償化の世帯に該当しない場合でも預かり保育はご利用いただけますが、自己負担となります。

※2 預かり保育の利用料金は、施設により異なります。

(2) 利用者負担（保育料）について

教育・保育施設等の運営に関する費用は、国・県からの補助金や市税等の公費のほか、利用者の皆様の利用者負担（以降、「保育料」といいます。）によって賄われています。

① 算定方法

保育料は、4月1日現在の児童の年齢を基準に、児童と生計を同じくする父母※1の市民税所得割額の合算額※2を基礎として、ひとり親世帯、障がい者世帯などの世帯の状況、児童の出生順位、保育必要量などの区分に応じて算定します。

※1 単身赴任等で児童と居所を別にしていても生計を同じくする父母として算定します。

※2 父母の各々の課税参照年度の収入額が103万円に満たない場合等、同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、主宰者の市民税所得割額も合算して保育料を決定します。

<令和7年度の保育料・給食費算定イメージ>

年 月	4月分～8月分	9月分～翌年3月分
算定の基礎	令和6年度の市民税所得割額 (令和5年分所得)	令和7年度の市民税所得割額 (令和6年分所得)

※ 住宅ローン控除等の税額控除がある場合は、控除前の額で算定されます。

② 利用者負担額(保育料)表 (4月1日時点で3歳未満)

階層	区分	保育必要量	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	市民税非課税世帯(ひとり親等)	0円	0円
2-2	市民税非課税世帯	0円	0円
3-1	所得割額 26,200円未満(ひとり親等)	6,600円	6,450円
3-2	所得割額 26,200円未満	14,200円	13,900円
3-3	所得割額 26,200円～48,600円未満(ひとり親等)	7,050円	6,900円
3-4	所得割額 26,200円～48,600円未満	15,100円	14,800円
4-1	所得割額 48,600円～53,400円未満(ひとり親等)	7,050円	6,900円
4-2	所得割額 48,600円～53,400円未満	15,100円	14,800円
4-3	所得割額 53,400円～71,900円未満(ひとり親等)	7,050円	6,900円
	所得割額 53,400円～71,900円未満	19,700円	19,300円
4-4	所得割額 71,900円～77,101円未満(ひとり親等)	7,050円	6,900円
	所得割額 71,900円～77,101円未満	24,300円	23,800円
	所得割額 77,101円～97,000円未満	24,300円	23,800円
5-1	所得割額 97,000円～128,300円未満	28,900円	28,400円
5-2	所得割額 128,300円～169,000円未満	33,500円	32,900円
6-1	所得割額 169,000円～176,000円未満	38,100円	37,400円
6-2	所得割額 176,000円～209,000円未満	42,700円	41,900円
6-3	所得割額 209,000円～261,000円未満	47,300円	46,400円
6-4	所得割額 261,000円～301,000円未満	51,900円	51,000円
7	所得割額 301,000円以上	56,500円	55,500円

※ ひとり親等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯等をいいます。
 ※ 4月2日以降に3歳の誕生日を迎えた場合は、その年度内は無償化の対象外となります。

③ 多子世帯における保育料の減免 (4月1日時点で3歳未満)

複数の子どもを養育している世帯(多子世帯)は、下表のとおり保育料が減免されます。減免手続きは、原則不要ですが、兄弟姉妹が新制度未移行の私立幼稚園に通園されている場合は手続きが必要です。(詳細はP14⑤(ウ)参照)

<多子世帯の減免額>

世帯区分	市民税所得割 合 算 額	減免条件等	減免割合
ひとり親等 の世帯	77,101円 <u>未満</u>	第1子の年齢に関わらず	第2子以降：全額免除
ひとり親等 以外の世帯	77,101円 <u>未満</u>	第1子の年齢に関わらず	第2子：半額免除 第3子以降：全額免除
すべての 世帯	77,101円 <u>以上</u>	兄弟姉妹同時に保育施設 等を利用しているとき	2人目：半額免除 3人目以降：全額免除

④ 納入方法

保育料の納入方法は、下表のとおり入所施設によって異なります。

入所施設	納入先	振替日	再振替日
・ 公立認定こども園 ・ 認可保育所	市（口座振替）	毎月末日	翌月 18 日
・ 小規模保育施設 ・ 事業所内保育所 ・ 私立認定こども園 ・ 市外の保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設へ納入いただきます。 ・ 納入方法等は各施設へご確認ください。 ※ 市外の保育施設は、施設との契約により市が徴収する場合があります。		

※ 納入先が市となる場合は、原則、口座振替での納入をお願いしています。

※ 既に兄弟姉妹の利用者負担（保育料）を口座振替で納入していた場合は、手続きは不要です。

⑤ 保育料算定に必要な書類の提出（下記に該当する場合のみ）

該当項目		証明書類	提出期限
(ア)	住民税が喜多方市外の市町村で課税され、マイナンバーによる課税情報の取得ができないとき	課税証明書	市が指定する日 (該当者に個別通知)
(イ)	生活保護を受給しているとき	受給証の写し	入所申込時
(ウ)	入所申込児童の兄弟姉妹が、新制度未移行の幼稚園に通園しているとき	在園証明書(発行日は令和7年4月1日以降)	令和7年 4月14日(月)
(エ)	世帯に、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により手帳の交付を受けている方がいるとき	身体障害者手帳等の写し	入所申込時
(オ)	世帯に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている方がいるとき	特別児童扶養手当受給証明書又は療育手帳の写し	入所申込時
(カ)	世帯は別にしているが、入所希望児童の保護者と生計を一にする学生がいるとき	在学証明書又は、送り等的事实が確認できる書類	令和7年 4月14日(月)

※ (エ)、(オ)、(カ) は階層により保育料軽減措置に該当する場合があります。

⑥ 保育料の変更について

- ・ 世帯の状況に変更（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）があった場合や認定区分が変更になる場合、税の修正申告などにより住民税額が変更となった場合等は、保育料に変更が生じることがありますので、必ず変更の届出を行ってください。
- ・ 保育料の変更時期は、その事実が判明した日の翌月からとなります。（その事実を届け出ていなかった場合等は、事実があった日の翌月に遡る場合があります。）

(3) 給食費について

4月1日時点で3歳以上の場合、保育料は無償となりますが、給食費(主食費+副食費)については、実費をご負担いただきます。また、副食費部分については、保護者の収入等に応じて免除されます。

① 給食費の額

給食費(主食費+副食費)の額は、施設ごとに異なります。詳細は、別冊「喜多方市教育・保育施設ガイドブック」をご参照ください。

なお、3号認定児童は、保育料の中に給食費が含まれていますので、実費負担はありません。

② 副食費の徴収免除

1号・2号認定児童のうち①年収360万円未満相当世帯の子ども、または、②全世帯の第3子以降の子どもについては、副食費の徴収が免除されます。

免除の基準	免除の考え方	
	1号認定	2号認定
① 年収360万円未満相当世帯の子ども	・ 父母の市民税所得割額の合算額が77,101円未満	・ 父母の市民税所得割額の合算額が57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満)
② 全世帯の第3子以降の子ども	・ 小学3年生以下の年長者から数えて3人目以降の子ども	・ 就学前児童の年長者から数えて3人目以降の子ども

※ 徴収免除に係る判定は、保育料と同様に、4月～8月分は令和6年度、9月～3月分は令和7年度の市民税所得割額を用いて行います。

③ 納入方法(1・2号認定)

入所施設	納入先	振替日	再振替日
・ 公立認定こども園	市(口座振替)	毎月末日	翌月18日
・ 認可保育所 ・ 私立認定こども園 ・ 私立幼稚園 ・ 市外の公立保育施設	・ 各施設へ納入いただきます。 ・ 納入方法等は各施設へご確認ください。		

※ 納入先が市となる場合は、原則、口座振替での納入をお願いしています。

※ 既に兄弟姉妹の利用者負担(保育料)を口座振替で納入していた場合は、手続きは不要です。

8 その他の手続きなど

(1) 認定内容に変更が生じたときは届出が必要です

保育を必要とする事由や家庭状況などに変更が生じたときは、変更の届出が必要です。「認定変更申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添えてこども課・各総合支所住民課、利用施設等に速やかに提出してください。

なお、変更内容により、認定区分、保育料・給食費などが変更になる場合があります。

- ① 市内で転居したとき（市外に転出の場合は原則、退所となります。）
- ② 家庭状況（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）に変更があったとき
- ③ 勤務先・勤務状況（勤務時間や日数、雇用期間等）を変更したとき（2・3号のみ）
- ④ 支給認定の内容に変更があったとき（2・3号のみ）
 - ※ 退職等により求職活動となる時、育児休業を取得したときなど
- ⑤ 保育の必要量を変更する必要があるとき（2・3号のみ）
 - ※ 就労時間数が増え、標準時間を希望する時など

(2) 施設の退所について

次の①から⑤のいずれかの事由に該当する場合は、**原則、施設を退所**いただくことになります。事由に該当することが分かった時点で速やかに、こども課、各総合支所住民課または保育施設等に「退所届」を提出してください。

なお、退所の際は、保育料等の料金について、未納が無いようご注意ください。

- ① 市外に転出するとき
- ② 保育施設を1か月以上欠席するとき（やむを得ない場合を除く。）
- ③ 家庭での保育が可能となったとき（2・3号のみ）
- ④ 求職活動の方が支給認定の有効期間内に就労できないとき（2・3号のみ）
- ⑤ その他、保育が必要な事由に該当しなくなったとき（2・3号のみ）

(3) ならし保育について

施設への通い始めは、一週間程度の「ならし保育」があり、通常よりも早い降園となります。また、ならし保育は、**入所決定日以降に開始することとなります**ので、育児休業から復職される予定の方は、ならし保育の期間を考慮した上で復職日などを設定してください。

なお、ならし保育の期間等は各施設によって異なりますので、入所を希望する施設に直接ご確認ください。

(4) 長期欠席について

施設を1か月以上の長期に渡って欠席する場合は、原則、退所となりますが、在園児童の病気やケガ、母親の里帰りに併せた帰省など、**やむを得ない事情により**1か月以上欠席する必要がある場合は、退所せず、施設利用を継続することができます。

在籍している保育施設に事情をご相談の上「長期欠席届」を提出してください。なお、欠席期間中も保育料は発生します。

9 その他の保育サービス

(1) 一時預かり保育

常日頃、教育・保育施設等を利用していない市内在住の就学前のお子さんを持つ保護者の方が、急な用事や仕事、習い事やリフレッシュしたい時などにお子さんをお預かりします。

実施施設	利用できる方	利用時間等	利用料金	備考
東町のびやか保育園 (0241-21-1303)	1歳6か月以上で自立歩行が可能で離乳食が完了している児童	[月～金] 8時30分～ 16時30分	1日：2,000円 半日：1,000円 ※ 昼食、おやつ代含	・土日祝日、年末年始はお休みです。
塩川のびやか保育園 (0241-28-1150)				
ミニテル保育園 「こびとのチャペル」 (080-6057-9991)	生後3か月から就学前の児童	[月～土] 7時30分～ 18時30分 [祝祭日] 10時～14時	1日：2,000円 ※ 昼食、おやつ代含 ※ 1回につき上記の料金となります。	・日曜、年末年始はお休みです。

※ 施設の状態により受け入れできない場合があります。詳細は施設に直接お問い合わせください。

(2) ファミリー・サポート

きたかた子育てサポートセンターでは、有償ボランティア「ファミリー・サポート事業」を実施しています。この事業は、保護者に代わって講習を受けた提供会員がお子さんをお預かりする会員組織の相互援助活動です。事前に登録が必要ですので詳しくはお問い合わせください。

実施施設	実施日	活動時間帯	料金(1時間)
きたかた子育てサポートセンター (0241-22-5577)	月曜日～金曜日	7時～19時(基本時間)	600円
		基本時間外	700円
	土・日・祝・年末年始	終日	700円

※ 複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額となります。

※ 活動時間が30分以下の場合の料金は、表の金額の半額となります。

※ 食事代、自家用車使用時の交通費(30円/1km)は別途料金をいただきます。

※ 未就学児の市民の場合は、1時間あたり300円を限度に市が補助します。(別途、事前登録が必要)

(3) 病後児保育

「病後児保育」とは病気回復期にある子どもを自宅で保育できない場合、保育園等で預かる事業です。喜多方市内では、下記の施設で実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

実施施設	利用料金
東町のびやか保育園 (0241-21-1303)	利用料金：1日2,000円 半日1,000円

※ 施設の状態により受け入れできない場合があります。詳細は施設に直接お問い合わせください。

10 よくある問い合わせ

Q1 支給認定証とは何ですか。また、どんなときに必要ですか？

A1 支給認定証とは、子どもの認定区分（1・2・3号）や認定有効期間などが記載されているもので、保育施設から提示を求められた場合に使用します。現在、支給認定証は、任意交付となっております、希望される方のみ交付しています。（教育・保育給付認定を受けた方には、全員に「支給認定通知書」を送付しています。本通知書は、支給認定証と同様の内容が記載されております。）

Q2 申し込めば必ず入所できますか？

A2 例年、4月時点での待機児童（国基準）はゼロとなっておりますが、教育・保育施設の受入枠に上限があるため、必ず入所できるという確約はできません。また、年度途中（5月～3月）からの入所を希望する場合、4月入所者の残枠での調整となるため、受入枠が少くない0～2歳児は入所ににくい状況です。「希望順位の低い施設での決定」や「他施設のアっせん」、さらには、「入所保留」となる場合もありますので、予めご了承ください。

Q3 受付期間中に早く申し込みした方の入所が優先されますか？

A3 入所施設の決定は、保育の必要性の高い順に利用調整を行う仕組みになっております。よって、受付期間内であれば、申し込みの早さを考慮することはありません。

Q4 入所したい施設が1つしかありません。他の方よりも優先して入所できますか？

A4 入所施設の決定は、保育の必要性の高い順に、利用調整する仕組みになっているため、希望施設の多少で有利になることはありません。なお、特定の施設のみを希望し、その施設の定員が超過する場合、他の施設を案内することはできませんのでご注意ください。

Q5 きょうだい同時に申し込みますが、別々の施設に入所になることはありますか？

A5 定員や入所申し込みの状況によっては、別々の保育施設をご案内する場合があります。入所申込書にきょうだい同時申込者に関する記述欄がありますので、そちらに希望を記入してください。また、入所希望日時点で希望施設にきょうだいが入所している場合やきょうだい同時に申し込む場合は、他の方よりも優先（加点）されます。

Q6 育児休業中の入所はできますか？

A6 育児休業中の新規入所は保育を必要とする事由に該当しないためできません。ただし、施設利用開始日から1か月以内に復職することを条件に、申し込みいただくことが可能です。（令和7年4月1日入所希望の場合 ⇒ 令和7年5月1日までに復帰）

※ 申込時に添付した就労証明書の「復職年月日」欄が、利用希望開始日から1か月を超えている場合には、改めて、勤務復帰後の就労証明書の提出が必要です。（提出が必要な方は入所決定後お知らせします。）

※ 就労証明書の提出がない場合や利用を開始してから1か月を超えて育児休業を取得していることが判明した場合は支給認定および入所を取り消す場合があります。

※ 既に入所中の児童の継続利用については、育児休業を理由に保育認定することができます。

Q7 現在妊娠中です。これから生まれる子どもの入所申し込みはできますか？

A7 申し込みが可能です。保育を必要とする証明書類（就労証明書等）など、必要な書類とともに母子手帳の写し（表紙と出産予定日の分かるページ）を添付して申し込んでください。

Q8 これから喜多方市に転入予定です。住所がなくても申し込みできますか？

A8 喜多方市に住所がなくても**申し込みが可能**です。本市の申込用紙を使用し手続きしてください（P10 参照）。また、施設の利用が決まった場合、入所日までに喜多方市に住所を移す必要があります。入所日までに住所がない場合には、入所取り消しとなりますのでご注意ください。

Q9 小規模保育施設は2歳までしか利用できないのですか？

A9 小規模保育施設は、**2歳児（3歳に到達した年度の年度末）まで利用**することができます。3歳児となる年度からは、保育所、幼稚園または認定こども園へ転園する申込みが改めて必要となります。なお、**小規模保育施設を満了して転園する方は、利用調整の際に優先(加)**点)されます。

Q10 求職活動の認定期間が過ぎてもなお就労が決まらない場合は退所になりますか？

A10 求職活動での認定期間に就労等がなされない場合は、**原則、退所となります**。ただし、就労できなかったことがやむを得ないと認められる場合は、退所せず、求職活動としての認定を延長する場合があります。認定期間が満了する前に必ずご相談ください。

Q11 保育認定を受けて入所しましたが、退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A11 2号・3号認定としての入所を継続する場合は、**保育必要事由の変更手続きが必要**です。求職活動等で再認定することとなりますので、保育の必要性を証明する書類（P20 参照）を持参し、こども課または各総合支所住民課で手続きしてください。なお、退職後、就労等の予定がなく保育を必要とする事由に該当しない場合は、退所の手続きが必要です。

Q12 第1希望以外の施設に入所しました。年度途中で転園することはできますか？

A12 **希望施設に空きが出れば、年度途中での転園も可能です**。事前に入所（転園）申し込みが必要となりますので、表紙に記載された期限までに提出してください。なお、希望施設の空き枠に対して申し込みの数が多い場合は、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

Q13 第3希望の施設に決定されました。他施設を希望したいので取り消すことはできますか？

A13 **入所を取り消すことは可能です**。市へ「申込書に関する取下書」を提出いただくとともに、他施設への入所を希望する場合は、改めて入所申込書の提出が必要です。なお、保護者都合による取下げは、次回の利用調整の際、減点対象となりますので予めご了承ください。

Q14 送迎バスが利用できる施設はありますか？

A14 送迎バスは、各施設によって**利用の可否や条件が異なります**ので、施設に直接お問い合わせください。

Q15 保育所に通う子どもが8月で3歳になります。いつ保育料が無償化になりますか？

A15 **4月1日時点で3歳に到達している年度から保育料が無償化**となります。この場合は、翌年4月以降の保育料が無償化となります。なお、1号認定（教育標準時間認定）については、満3歳から対象となります。（満3歳の預かり保育は無償化の対象となりません。）

11 入所申し込みに必要な書類等

- 提出される前に書類がすべて揃っているか、各項目に☑を付けてご確認ください。
- きょうだい同時に入所申込みされる場合は、児童ごとに申込書を提出してください。
※ 添付書類は写しでも構いませんが、必要部数をご準備ください。
- 提出書類に**不備・不足がある場合は受付できません**のでご注意ください。
※ 下記のほか、その他必要な書類がある場合は、別途お願いする場合があります。

<入所申込時に必要となる書類等>

区分	✓	書類の種別
必 須	<input type="checkbox"/>	・施設型給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書
	<input type="checkbox"/>	・家庭状況申告書
	<input type="checkbox"/>	・申請者のマイナンバーカード（通知カードやマイナンバーが記載された住民票でも可）
	<input type="checkbox"/>	・提出者の運転免許証等の本人確認書類
該 当 者 の み	<input type="checkbox"/>	保育認定（2号・3号認定）を受ける場合 ・父母それぞれの保育の必要性を証明する書類（下表を参照）
	<input type="checkbox"/>	保護者以外の方が提出する場合 ・委任状及び提出者の運転免許証等の本人確認書類
	<input type="checkbox"/>	未出生児の入所申し込みをする場合 ・母子手帳の写し（表紙、出産予定日がわかるページ）
	<input type="checkbox"/>	世帯に障がい児（者）がいる場合 ・障がい者手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当受給証明書等の写し
	<input type="checkbox"/>	P14⑤「保育料算定に必要な書類の提出」に該当する場合 ・各項目に掲げる書類

<保育の必要性を証明する書類>

父	母	保育必要事由	提出が必要な書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就 労	・就労(内定)証明書（概ね3か月以内に発行されたもの） ※ 育児休暇から復職する場合は、復職日が記載されていること。 ※ 新たに事業を開始される方は、税務署へ提出した「個人事業の開業届出書」の写しを併せて添付してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊 娠 ・ 出 産	・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾 病	・医師の診断書等 ※ 疾病の名称、療養期間、家庭で保育ができない旨が記載されていること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障 が い	・障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介 護 ・ 看 護	・対象者の介護保険被保険者証の写し（要介護度がわかる箇所）、診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災 害 復 旧	・罹災証明書等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求 職 活 動	・求職中であることがわかるもの（ハローワーク受付票等） ※ 起業準備の場合は、開業予定であることがわかるもの。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学、職業訓練	・在学証明書及び時間割(スケジュール)表等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童虐待、DV	・関係部署との調整により、市がその事由を判断します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	そ の 他	・保育が必要であると証明できる書類